

会 告

－理事選挙について－

今年度は（一社）日本妊娠高血圧学会役員改選期にあたります。会則第3章15条、および（一社）日本妊娠高血圧学会 役員および代議員選出細則（2023年9月29日改正 以下選挙細則とする）に基づき、5月28日に決定いたしました次期代議員（社員）決定者において、次期理事選出のための理事選挙を下記の要領で行います。

当学会選挙細則に基づき、この度正会員の中から選出された次期代議員が今回の理事選挙の「選挙人」となります。また、次期代議員は理事選挙に自薦や他薦を問わずに立候補することができます。

なお、選挙での選出理事定数は12名です。新理事会発足後、理事会推薦枠で若干名の理事が新代議員より追加選出される場合があります。（理事総数：最少8名～最大24名）

1 立候補受付期間 令和7年6月13日～6月25日

2 立候補受付方法 会員限定ページ「選挙情報画面」より立候補を受け付けます。

※立候補は新社員（代議員）のみです。それ以外の会員は立候補できません。

※新社員（代議員）の方のみ、理事立候補タグが表示されます。

3 理事選挙期間 令和7年6月27日～7月8日

（立候補が12名以下の場合は、6月27日～7月8日にて選挙人による信任投票。）

（立候補が13名以上の場合は、6月27日～7月8日にて選挙人による投票選挙。）

（確認・留意事項）

（理事の定数）

1 代議員選挙で選ばれた代議員の中から8名以上24名以内とし、理事会で決定する。

（理事候補者被選挙権）

1 理事候補となり得る者は就任時点で満65歳を超えないものとする。

2 名誉会員、功労会員は理事候補者となることはできない。

3 理事候補者となり得る者は、選挙の前年の12月末までに会費を完納しているものとする。

（理事候補者選挙権者）

1 理事候補者の選挙権は、代議員が有する。

2 理事候補者の選挙権者は、選挙の前年の12月末までに会費を完納しているものとする。

(理事候補者選出方法)

- 1 理事は代議員の中から選ばれる事を要する。代議員は理事選挙に自薦や他薦を問わずに立候補することができる。
- 2 立候補者が定数に満たない場合、その数は欠員とする。
- 3 理事候補者の立候補者数が定数と同等であるとき、または定数未満であるときは、代議員による信任投票を行う。信任とする投票の数が有効投票数の過半数に達しない場合には、理事候補者となることができない。
- 4 理事長が必要と認めた場合、理事会推薦として追加選出することができる。追加した理事は理事会で報告する。
- 5 理事の定数は、選挙で 12 名、理事会で若干名を推薦できる。
- 6 新代議員当選者の中で、理事候補者となろうとする者は定められた期日までに、所定の方法にて選挙管理委員会に届け出るものとする。
- 7 投票期間および開票は予め定められた日時に行う。
- 8 投票方法
 - (1) 電子投票、無記名投票とする
 - (2) 選挙人は一人 5 票を有する
 - (3) 得票多数を得たものより順次当選者とし、得票数同数であるときは年長の者を当選者とする。
- 9 理事長・理事会選出理事の選出規定
 - (1) 選挙で選ばれた新理事で討議し、互選により理事長の選出を行う。
 - (2) 新理事長就任予定者が必要と認めた場合、選挙で選出された理事の承認を得た上で理事会推薦として理事を若干名選出できる。

令和 7 年 6 月

(一社) 日本妊娠高血圧学会選挙管理委員会

委員長 現監事：山崎 峰夫 (パルモア病院)

副委員長 現監事：村島 温子 (埼玉医科大学)

委員 岡本 知士 (愛知医科大学)

委員 柴田 良枝 (東京かつしか赤十字母子医療センター)

委員 古谷 毅一郎 (りんくう総合医療センター)